

## 大和高田市法令遵守推進条例（仮称）庁内検討会議設置要綱

### （設置）

第1条 職員が法令及び服務規律を遵守するとともに、公正な職務の執行を確保する仕組みを整備することにより、市民に信頼される市政を確立するために必要な条例を制定するに当たり、大和高田市法令遵守推進条例（仮称）庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 大和高田市の現状を踏まえての条例素案の検討及び策定
  - （2） 制度の運用面に関する研究及び検討
  - （3） 前2号に掲げるもののほか、条例制定に必要な事項についての研究及び検討
- （組織等）

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、市長が任命する。

- 2 会長は、企画法制課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、人事課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、公募による職員15人以内とする。

### （任期）

第4条 委員の任期は、前条の規定による任命の日から条例素案の策定の日までとする。

### （職務）

第5条 会長は、所掌事務を総括し、検討会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会長の命を受けて、所掌事務を処理する。

### （会議）

第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

### （専門部会）

第7条 会長は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、検討会議に

専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長、副部会長及び委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 検討会議及び専門部会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年12月20日から施行する。